

公的研究費等による取引業者への取引停止に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公的研究費等の経費により九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」と総称する。）が行う建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引業者（以下「業者」という。）が本学の関係規程等に反する行為を行った場合の取引停止措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止)

第3条 学長は、業者（下請人、共同企業体の構成員含む。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領に定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

(1) 本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当する場合

(2) 前号のほか、学長が特に必要と認める場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が1つの事案により別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、取引停止の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第10号から第15号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 学長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

4 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 学長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができ

ない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知)

第5条 学長は、第3条第1項及び第2項の規定により取引停止を行い、前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、第2号又は第3号により通知するものとする。

(指名等の取消し)

第6条 学長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではない。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(事務)

第9条 取引停止に関する事務は、産学共創・研究推進本部が行う。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 九州産業大学造形短期大学部における公的研究費等による取引業者への取引停止に関する取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | 取引停止期間 |
|---|------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた資料（見積り、納品、請求書等）に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 他の公共機関等における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた事故)</p> <p>4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>5 他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 他の公共機関等における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>8 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |

| 措置要件 | 取引停止期間 |
|--|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>10 次のア、イ又はウに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>11 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 24ヵ月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次のア又はイに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 本学発注の契約</p> <p>イ 他の公共機関発注の契約</p> <p>13 本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>イ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>当該認定をした日から 24ヵ月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 24ヵ月以内</p> <p>24ヵ月以内</p> |

| 措置要件 | 取引停止期間 |
|--|--------------------------------|
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 本学発注の契約に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p> <p>15 他の公共機関等の契約に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p> | <p>逮捕又は公訴をした日から 24ヵ月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 別表及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 24ヵ月以内</p> |
| <p>(その他)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 24ヵ月以内</p> |

様式第1号

年 月 日

株式会社
代表取締役 殿

九州産業大学長
印

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引をしないこととしましたので通知します。

記

1. 取引停止の期間： 年 月 日～ 年 月 日
2. 取引停止理由

以上

※九州産業大学造形短期大学部において本様式を用いる場合は、「九州産業大学造形短期大学部学長」を差出人とすること。

様式第2号

年 月 日

株式会社
代表取締役 殿

九州産業大学長
印

取引停止期間変更通知書

年 月 日付をもって貴社の取引停止を行った旨通知したところではありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間 : 年 月 日～ 年 月 日
2. 期間変更の理由

以上

※九州産業大学造形短期大学部において本様式を用いる場合は、「九州産業大学造形短期大学部学長」を差出人とすること。

様式第3号

年 月 日

株式会社
代表取締役 殿

九州産業大学長
印

取引停止解除通知書

年 月 日付をもって貴社の取引停止を行った旨通知したところではありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。

※九州産業大学造形短期大学部において本様式を用いる場合は、「九州産業大学造形短期大学部学長」を差出人とすること。

九州産業大学長

殿

誓 約 書

弊社（又は私）は、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費等による物品等の購入依頼に際しては、貴学からのご依頼の趣旨を十分に理解し、下記のとおり誓約いたします。

記

- ① 貴学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正かつ適切な処理を行うこと。
- ③ 発注依頼書等に基づく納品・検収業務に協力すること。
- ④ 貴学が公的研究費等に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限り協力すること。
- ⑤ 貴学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、直ちに通報すること。
- ⑥ 万一、弊社（又は私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を唱えないこと。

年 月 日

住所

TEL

会社名

代表者又は

事業主名

印

※九州産業大学造形短期大学部において誓約書を用いる場合は、「九州産業大学造形短期大学部学長」を宛名とすること。